

お知らせ

重度心身障がい者医療費助成制度の窓口払いが不要になる 医療機関を拡大します



問い合わせ 保険年金課国民年金・医療費担当(1階④番窓口)

令和6年4月診療分から、県内の医療機関等の窓口で重度心身障がい者医療費受給者証を提示すると、一部負担金(保険診療分)の窓口払いが原則なくなります。

ただし、次の場合は窓口で支払いが必要です。

- 県外の医療機関等や窓口払いが不要となる仕組みを適用しない医療機関等を受診した場合
- 特定疾病(人工透析等)に係る受診の場合
- 1医療機関あたり1か月の自己負担限度額を超えた場合

1 医療機関あたり1か月の自己負担限度額

- 日高市国民健康保険・日高市後期高齢者医療保険に加入している人…限度額なし
 - 上記以外の人…70歳未満：月額21,000円未満、70歳以上：月額外来8,000円未満、月額入院15,000円未満
- ※窓口で一部負担金(保険診療分)を支払った場合は、これまでと同様に重度心身障がい者医療費支給申請書を提出してください。

受給者証の切り替え

4月1日から使用する新しい重度心身障がい者医療費受給者証を3月下旬に送付しました。今まで使用していた受給者証は、保険年金課または各出張所へ返却するか、ご自身で裁断するなどして処分してください。

また、対象者(受給者)のうち、日高市国民健康保険・日高市後期高齢者医療保険に加入している人は、高額療養費に関する委任状(同意書兼委任状)を同封しました。まだ提出していない人は、お早めに提出してください。

お知らせ

児童扶養手当および 特別児童扶養手当額 改定について

問い合わせ 子育て応援課子育て応援担当(1階⑥番窓口)

児童扶養手当および特別児童扶養手当の額は、物価の変動に応じて改定されます。令和6年4月分から下記のとおりとなります。

児童扶養手当の支給額(月額)

子どもの人数	全額支給	一部支給
1人の場合	4万5,500円	4万5,490円 ～1万740円
2人目加算額	1万750円	1万740円 ～5,380円
3人目以降加算額	6,450円	6,440円 ～3,230円

特別児童扶養手当の支給額(月額)

	1級	2級
特別児童扶養手当	5万5,350円	3万6,860円

お知らせ

子ども医療費の対象を 18歳の年度末まで拡 大します！



問い合わせ 子育て応援課子育て応援担当(1階⑥番窓口)

令和6年4月1日受診分から子ども医療費の対象年齢を18歳年度末まで拡大します。

平成18年4月2日から平成20年4月1日までに生まれたお子さんは受給資格の登録申請が必要です。申請が済んでいない人はお早めに申請してください。

※申請が遅れますと申請前に受診した医療費の助成ができなくなる可能性がありますのでご注意ください。

登録に必要なもの

- 申請者(保護者)の本人確認書類
- 健康保険証(対象となる子どもの氏名が入ったもの)
- 申請者(保護者)の銀行口座番号の控え

